様式第5号(第13条関係)

協定書

　丸亀市インターンシップ実施要綱第13条の規定により、丸亀市(以下「受託者」という。)と　　　 (以下「委託者」という。)の間において、次のとおり協定を締結する。

第1条　受託者が委託者から受け入れる実習生の氏名、実習場所及び実習期間は、次のとおりとする。

　実習生氏名

　実習場所

　実習期間

第2条　受託者及び委託者は、丸亀市インターンシップ実施要綱の規定を遵守し、信義に基づき実習生の実習目的が達成されるよう努めるものとする。

第3条　丸亀市インターンシップ実施要綱に定めのない事項その他実習に関して必要な事項は、受託者、委託者協議の上、決定するものとする。

　本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、受託者、委託者それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受託者　丸亀市大手町二丁目３番１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　丸亀市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　市長

委託者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　丸亀市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　市長